

半田市児童発達支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第九号

半田市児童発達支援センター管理規則の一部を改正する規則

半田市児童発達支援センター管理規則（昭和四十四年半田市規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「上限は、日額三百十円」を「実費相当額」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。